

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第22条	介護給付費等の支給要否決定等	障がい福祉課

- 1 審査基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第12条各号に掲げる事項、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び盛岡市介護給付費等支給決定基準（平成27年3月26日市長決裁）を基準とする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

盛岡市介護給付費等支給決定基準

（趣旨）

第1 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、法第22条に規定する介護給付費等の支給の要否の決定（以下「支給決定」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（介護給付費等）

第2 この基準において、支給決定基準を定める介護給付費等は、次のとおりとする。

（1）介護給付費

ア 居宅介護

イ 重度訪問介護

ウ 同行援護

エ 行動援護

オ 療養介護（医療に係るものを除く。）

カ 生活介護

キ 短期入所

ク 施設入所支援

（2）訓練等給付費

ア 自立訓練

イ 就労移行支援

ウ 就労継続支援

エ 共同生活援助

- 2 この基準において、支給決定を受けることができる者は、障害者又は障害児の保護者（以下「受給者」という。）とする。

（支給決定に係る勘案事項）

第3 市長は、支給決定に当たって、次の事項を勘案するものとする。

- (1) 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の障害支援区分、障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 障害者等の介護を行う者の状況
- (3) 受給者の障害福祉サービスの利用に関する意向及び具体的な内容
- (4) 受給者が現に決定を受けている介護給付費等の状況
- (5) 受給者が現に利用している保健医療又は介護保険サービス等の利用状況
- (6) 受給者の生活全般の状況
- (7) 障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

（支給決定基準）

第4 受給者に介護給付費等を支給する1月当たりの標準支給量は、別表第1のとおりとする。ただし、重度障害者等包括支援の対象者又は介護保険サービスを併用する者にあつては、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる障害者等の事情により必要と認めるときは、別表第1又は別表第2に規定する最大支給量の範囲内で決定することができる。

- (1) 2人の支援員による介護を行う必要があるとき。
- (2) 障害の種類が重複しているとき。
- (3) 単身者等継続的な介護を必要とするとき。
- (4) 生活環境又は行動障害その他の理由により標準支給量では適切な支援を行うことが困難なとき。

（非定型な支給決定）

第5 市長は、第4の規定により介護給付費等の支給量を決定した場合において、当該障害者等が日常生活を営むことが困難であると認めたときは、最大支給量を超える支給決定の妥当性の是非について、法第22条第2項の規定に定める関係機関に意見を聴取した上で決定することができる。

（委任）

第6 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に第4第2項に規定する最大支給量を超える決定を受けている障

害者等に係る最大支給量は、同項の規定にかかわらず、当該施行の日前に決定を受けている支給量とする。

別表第 1（第 3 関係）

介護給付費等の種類			単位	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害 児	
介護 給 付 費	居宅介護	身体介護 中心	時間／月	8 16	10 20	14 28	26 52	42 84	60 120	24 48	
				家事援助 中心	時間／月	15 30	20 40	29 58	53 106	85 170	122 244
		通院等介 助	時間／月			15 30	20 40	29 58	53 106	85 170	122 244
				通院等乗 降介助	時間／月	15 30	20 40	29 58	53 106	85 170	122 244
		重度訪問介護				時間／月	- -	- -	- -	142 284	178 356
	同行援護		時間／月	30 60							
	行動援護			時間／月	- -	- -	36 72	48 96	64 128	83 166	46 92
	療養介護		日／月		当該月日数 -						
	生活介護			日／月	当該月日数－ 8 日 当該月日数						
	短期入所		日／月		15 当該月日数						
	施設入所支援			日／月	当該月日数 -						
	訓練 等 給 付 費	自立訓練			日／月	当該月日数－ 8 日 当該月日数					
就労移行支援		日／月	当該月日数－ 8 日 当該月日数							- -	
就労継続支援			日／月	当該月日数－ 8 日 当該月日数							- -
共同生活援助		日／月		当該月日数 -							- -

備考 上段は標準支給量、下段は最大支給量とする。

別表第 2（第 3 関係）

介護給付費等の種類			単位	重度障害者等包括支援の対象者	介護保険サービスを併用する者
介護給付費	居宅介護	身体介護中心	時間／月	172	87
				344	174
		家事援助中心	時間／月	354	177
				708	354
		通院等介助	時間／月	354	177
	708			354	
	通院等乗降介助	時間／月	354	177	
708			354		
重度訪問介護			時間／月	350	177

			700	354
	同行援護	時間／月	30 60	
	行動援護	時間／月	167 334	84 168

備考 上段は標準支給量、下段は最大支給量とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。